

三土忠造編『女子国文典』の考察

——『新訂中等国文典』との比較を中心に——

中 嶋 真 弓

一、問題の所在

高等女学校は明治二四年中学校令中改正において、「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」とされた。その後、明治二八年高等女学校規程、明治三二年高等女学校令、高等女学校ノ学位及其程度ニ関スル規則、明治三四年高等女学校令施行規則、明治三六年高等女学校教授要目（以後、高女要目と略記）が発令され、高等女学校は法令によつて教育環境が整備された。高女要目では、初めて国語における領域「講読」「文法及作文」「習字」とその内容が明記された。高女要目以前にも「文法」の文言はみられたものの、高等女学校規定では、学科表の「国語」の内容として「講読」「作文」は位置づけられているが「文法」の記載はない。それが高女要目では、領域として位置づけられたのである。では、法令に「文法」がどのように記されていたかを以下に整理してみる。なお、本稿では、学科目や領域は、「国語」「講読」等括弧を付けた。

◆明治二八年高等女学校規程

・学科目「国語」ノ程度（学科表の「国語」の内容に講読・作文はあるが、文法の文言はない。引用者補）

初メハ普通ノ漢字交リ文ヲ講読セシメ漸ク中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ又日用書類記事文等ヲ作ラシメ兼テ文法ノ大要ヲ授ク

国語ヲ授クルニハ発音及句読ニ注意シ読方話方ニ習熟セシメ文章ヲ作ラシムルニハ簡明著実ニシテ達意ヲ旨トシ文題ハ務メテ实用ニ適スルモノヲ撰ヒ文法ハ講読作文教授ノ際其ノ他便宜ノ場合ニ於テ之ヲ授クヘシ（明治三二年高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則も同様）（傍線は引用者。なお、以下同様とする。）

◆明治三四年高等女学校令施行規則（学科表には「国語」とあるのみで、内容は記されていない。引用者補）

・学科目「国語」ノ程度

国語ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス 国語ハ現時ノ文章ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ文章ニ及ホシ又实用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ

◆明治三六年高女要目

・学科目「国語」（以下領域「文法及作文」の「文法」のみ抜

粹する。)

・第一学年及第二学年

普通ナル仮名遣ノ大要 品詞ノ分別

文法ハ言文ノ対照ヲ主トシ常ニ口語ト今文トヲ関連セシメテ

今文ニ必須ナル法則ヲ示スヘシ

・第三学年

前二学年中授ケタル事項ノ復習及補説 文章論ノ大要

・第四学年 *設定されていない。

・教授上ノ注意

六 文法ヲ授クルニハ生徒ヲシテ其ノ熟知セル実例ニ就キ婦納
的ニ自ラ法則ヲシラシメンコトニ注意スヘシ

同時期の中学校における文法について付記しておく、明治
三四年中学校令施行規則で「文法ノ大要」を教授することが記
され、明治三五年中学校教授要目では領域として「文法及作文」
が設定された。これは高等女学校も同様である。しかし文法に
ついて「文法ノ大要」を教授するという文言は、高等女学校は
明治二八年高等女学校規程、中学校は明治三四年中学校令施行
規則からで高等女学校の法令に先に登場している。

高等女学校の法令に文法が設定される以前は「文法ハ講読作
文教授ノ際其ノ他便宜ノ場合ニ於テ之ヲ授クヘシ」とあること
から講読、作文の学習時に必要に応じて適宜指導されていたこ
とがわかる。そして、設定後は「婦納的ニ自ラ法則ヲシラシメ
ンコトニ注意スヘシ」とされたのである。では、高等女学校に
おいて文法はどのような役割をもち教授されたのであろうか。

そこで、本稿では、「三土忠造『女子国文典』」を通して女子文

法の特徴を考察し、高等女学校における文法の役割を明らかに
することを目的とする。これを究明することが、明治期の女子
国語教育がどのように行われたかを敷衍することにつながる
と考えるからである。三土の文法教科書を対象とするのは、多く
の中学校、高等女学校で使用されたことによる。

三土の文法教科書についての先行研究では、吉原秀明
(二〇〇五)^二、矢澤真人(二〇〇六)^三、勸米良祐太(二〇一四)^四
がある。しかし、三土の中学校用文法教科書が中心で、女子文
法教科書については矢澤真人(二〇〇六)が『中等国文典』と『女
子国文典』の比較についてその必要性に触れてはいるが、まだ
十分な分析はなされていない。そこで、本稿では、先行研究を
踏まえながら三土の女子文法教科書に着目し考察するものであ
る。

三土は、中学校文法教科書『中等国文典』、高等女学校文法
教科書『女子国文典』(以後、『女子本』と略記)を編纂している。
三土は、『女子本』の例言で「文法教授に関する愚見は、拙著
中等国文典に詳かなれば、重ねて言はず」と記している。三土
文法の基本的な考えは、中学校、高等女学校とも共通してい
るといえる。とするならば、両者を比較することは中学校、高等
女学校の差異がわかり、高等女学校で求められる文法の役割を
明らかにすることができる。また、『中等国文典』は
校閲を芳賀矢一が行っているが、『女子本』には校閲者はいない。
つまり『女子本』は三土独自の考えで編纂したと考えられるこ
とからも、両者の比較は三土文法における独自性を考察する上
でも意義あることと考える。

対象教科書は三土『女子本』(上・中・下巻 全三巻)(明治三九年一月二六日印刷、一月二九日発行、明治四〇年三月五日訂正印刷、三月八日訂正発行、三月一四日検定)とする。三土は明治三九年と明治四〇年に『女子本』を発行しているが、この二件の内容は同じで明治三九年教科書の誤字を訂正したもの^五が明治四〇年教科書である。そこで、本稿では、明治四〇年を調査対象とする。また『中等国文典』との比較は、『女子本』と同時期に編纂された『新訂中等国文典』(明治三九年一月一三日訂正印刷、一月一六日訂正発行、一月一七日検定)(以後『新訂本』と略記)とする。なお、『女子本』『新訂本』とも、東書文庫所蔵のものを活用した。

二、『女子本』の例言の考察

例言には、次のように記されている。

一、本書は主として高等女学校及び同程度なる女学校の教科書に供せん目的なり。故に文例等も成るべく女子に適切ならしめんことに注意せり。

一、文法を学ぶは、文章の意味を、明確に理會せんがためなれば、分解よりも、寧ろ総合に重きを置かざるべからず。殊に女子は、外国語を学ぶもの少ければ、国語を学ぶに当り、文の組織、成分、叙述の種類等を、細かに了解するを要す。本書は此の必要に応ぜんがため、最初より文を以て始め、之を以て一貫し、単語に關しては、文の説明に必要な所に於て之を記述したり。恐くは従来例なき組織なるべし。

一、仮名遣は、別に篇章を分たず、文章、単語を説明する際、

適宜、これに關連したる所々に於て学習せしむるは余が年來の主義なり。本書も亦この主義によれり。

一、拙著中等国文典に於ては、「完了の時」を加へたり。これ中学校にありては、外国語を学習するを以て、時に關する助動詞の使ひ様を彼是比較せしめんがためなり。高等女学校にありては外国語を学ぶこと少く、又實際、我國文にては、完了の時を精密に用ひざるを以て本書には之を省略せり。

一、下巻に於て「事實の關係」といふ一章を設けたり。これ全く余が新案にして従來の文典には例なきことなれど、文章を論理的に解釈するに最も必要なこと、信ず。二事實の叙述を連結する接続詞は猶この外にもあれど本書には最も普通なるものを挙げたり。

一、この他文法教授に關する愚見は、拙著中等国文典に詳かなれば、重ねて言はず。

三土は、文法を「文章の意味を、明確に理會せんがため」に学ぶとし、分解よりも総合に重きを置く姿勢を打ち出している。そして、「文章を論理的に解釈すること」を求めているのである。この考えは、『新訂本』の「例言」に詳しく述べられている。ここに引用する。

一、在來の文典は、多く分解に密にして総合に粗なり。されど分解は寧ろ総合の方便なり。総合するための分解にあらずや。若分解のみにして止まむには、折角文法を修めて、其効果は唯仮名遣などを覚ゆるに過ぎざるべし。仮名遣の如きは文法の枝葉のみ。文章を明瞭に解釈し、綿密なる思想

を表出するには、益する所極めて少し。本書は総合を重くし、文章篇を委しくせり。

『新訂本』の中で三土は、文章を理解するために分解が必要であつて、決して分解のための分解であつてはならないとしている。そのために、『新訂本』では「文章を明瞭に解釈し、綿密なる思想を表出する」配列とし、学びを生かし定着させるために「文章篇」を詳しくするというのである。『女子本』は、『新訂本』のように「下巻」が「単語篇」「文章篇」に分けられていないが、総合に重きを置くという構え、そして、例言の最後の項目に「文法教授に関する愚見は、拙著中等国文典に詳かなれば、重ねて言はず」とあることから、繰り返すが基本的な教授の構え、考え方は高等女学校と中学校両校種において共通している。しかし、その一方で、高等女学校のための教科書であることから、①例文、②配列、③内容について女子にふさわしいようにしたというのである。女子は外国語を学ぶ者が少ないために「国語を学ぶに当り、文の組織、成分、叙述の種類等を、細かに了解する」ことが必要だと説いている。女学生に文を意欲させながら、文の組織、成分、叙述について細かく教授するというのである。しかし、高等女学校においては、外国語を学ぶことが少ないゆえに「完了の時」は、『新訂本』には加えられたが本書では省略したと記している。矢澤真人(二〇〇六)^六は、『完了』という用語を世に広めたのが『中等国文典』が最初であるとした上で「三土が『中等国文典』で「完了」の語を用いたのは、外国語との対照のためであり、必ずしも日本語の分析に必要なカテゴリーとして捉えていなかった」としている。例

言に「実際、我国文にては、完了の時を精密に用ひざるを以て本書には之を省略せり」とある。女子が外国語を学ばないという理由とともに、国文において必要としない、つまり実用ではないゆえに省略したというのである。三土は、女子により実用的な文法を求めたと考えられる。

それでは外国語の教授はどのようになされているかを、明治三五年中学校教授要目の外国語で確認する。「外国語」の領域として「発音、綴字」「読方、訳解、会話、作文、書取」「文法」等が設定されている。「文法」について触れられている記述は次のようである。

・第一学年

・読方、訳解、会話、書取

読本ヲ授クル際隨時常用ノ名詞及代名詞ノ数、性及人称、形容詞及副詞ノ比較、常用ノ動詞ノ直接法変化、主要ナル不規則動詞、頭文字ノ用法等ヲ知ラシムヘシ

・第二学年

・読方、訳解、会話、作文、書取

読本ヲ授クル際隨時文法ニ関シテ前学年ノ事項ノ外ニ文章ノ構造、名詞及代名詞ノ格、句読点ノ用法等ヲ知ラシムヘシ

・第三学年

・文法

名詞ノ変化 代名詞ノ種類及其ノ変化 動詞ノ種類及其ノ変化 形容詞及副詞ノ比較 冠詞ノ種類 文章ノ解剖

* 本学年ニ於テハ専ラ文法ヲ授クル為毎週一時ヲ分ツコトヲ

得

・第四学年

・文法

代名詞ノ用法 時及法ニ関スル動詞ノ用法 前置詞ノ用法

・第五学年

・第五学年

*前記ノ事項ノ教授ニ附帯シテ文法ヲ復習シ又接頭語、接尾語、同意語等ノ説明ヲ与フヘシ

・教授上ノ注意(全一〇項目の九番目)

九 文法ヲ授クルニハ生徒ヲシテ煩雜ナル規則ノ記憶ニ陥ラシムルコトナク応用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ

これに対して、明治三六年高女要目の「外国語」では領域として「文法」はなく、教授上ノ注意(全九項目の七番目)に「七文法ハ別ニ其ノ目ヲ挙ケスト雖教授ノ際便宜実用ニ適切ナル法則ヲ了解セシムヘシ」とあるのみである。高等女学校において外国語の文法と日本文法を関わらせることは難しく、国語での文法が中心と考えられる。三土はその点を考慮して配列にあたり、例言で「最初より文を以て始め、之を以て一貫し、単語に關しては、文の説明に必要な所に於て之を記述したり」としたのである。「単語篇」「文章篇」と分かれていない『女子本』において、三土が女子文法教育として重視した構成といえる。三土自身例言の中で「恐くは従来例なき組織なるべし」としていることから三土独自のものといえる。『女子本』の「上巻」は、「第一章 単語ト文」で始まる。それに対し「新訂本」「上巻」は「第一章 名詞」という品詞から始まっている。品詞から始

まる中学校の文法と文というまとまりから始まる高等女学校の文法には、教授の在り方から違いが生じることは想像に難くない。文という概念を早い段階からたせ、それに沿って一貫した教授を行うという中学校とは違う文法教育の在り方が看取できるといえる。三土は例言の中で、「事実の關係」といふ一章を設けたり」としてある。下巻第四章「事実の關係」は『新訂本』にはない。これも高等女学校の内容である。ここで扱われている内容の詳細は後述するが、冒頭に「文二ハ、単独ナル事実ヲ叙述スルモノト、二個以上ノ事実ノ關係ヲ叙述スルモノトノ二種アリ」(下巻 一九頁)とあるように、叙述について説明がなされている。つまり、文を論理的に解釈するために必要なものなのである。ここにも、高等女学校の文法教授において、文を基盤とした三土の考えを見出すことができる。そして、「最初より文を以て始め、之を以て一貫し」や「事実の關係」等高等女学校独自の内容は、三土が女子文法に求めたものであり、その根底には実用的な文法があつたと例言から考えることができる。では、内容にはどのような特徴がみられるのであろうか。

三、「女子本」の考察

『女子本』(上巻・中巻・下巻)の目次は、以下のようである。巻ごとに考察する。

三十一 「上巻」の考察

最初に「上巻」を考察する。「上巻」の目次は以下のようである。

第一章 単語ト文

第二章 名詞ト代名詞

第三章 動詞及ビ動詞ノ性

第四章 補足語

第五章 動詞ノ活用

第六章 動詞ニ関スル仮名遣

第七章 助動詞

第八章 形容詞

第九章 副詞

第十章 助詞及ビ接続詞

第十一章 感動詞

第十二章 品詞ノ相転 第一、名詞トナルモノ 第二、代名詞

トナルモノ 第三、副詞トナルモノ 第四、接続詞

トナルモノ

第十三章 單語ノ構成 第一、熟語 第二、疊語 第三、接頭

語接尾語ノ添ハルコト 第四、助詞ノ添ハルコト 第五、活用

セシムルコト 第六、なり又ハたりノ添ハルコト

「第一章 單語ト文」の冒頭は次のように始まる。「花、咲く、鳥、啼く、おはな、は、本、を、読む等一語一語ヲ單語（重要な文法用語を本文ではゴシック太字で表記している。本稿もそのまま記す。以下同様 引用者補）トイフ」「花咲く」、「鳥啼く」、「おはなは本を読む」ノ如ク、單語ノ集マリテ、一ツノ纏マリタル事柄ヲアラハスモノヲ文トイフ」「花咲く」、「鳥啼く」ノ如キ文ニアリテハ、花、鳥ハ咲く、啼クトイフ動作ノ主トナル語ナリ。故ニ花、鳥ヲ主語トイフ。而シテ咲ク、啼クノ如ク、動作ヲアラハス語ヲ説明語トイフ。文ニハ必ず主語ト説明語トアリ」「動作ヲ受クル物ヲ示セル語ヲ主語ニ対シテ客語トイフ。

サレバ文ニハ左（以下一、二を指す 引用者補）ノ二種アリ。一、主語ト説明語トヨリ成ルモノ 二、主語ト客語ト説明語トヨリ成ルモノ」（二頁―三頁）

第一章において、文が單語の集まりでありその單語には役割（文の成分）がある、その並びによつて文が構成されているというように、文の全体を先ず提示している。「女子本」では文の説明で「單語ノ集マリテ、一ツノ纏マリタル事柄ヲアラハスモノヲ文トイフ」としているが、『新訂本』では、「一ノ完結シタル思想ヲ表スモノヲ文トイフ」としている。「女子本」では文法学習が始まる冒頭で文が扱われ、『新訂本』では文法学習の文の終末のまとめでこのように記されている。「女子本」の説明には事柄とあるところから、事実を書く文章力が求められていたとも考えられる。「女子本」は、この段階で品詞については触れていない。続いて「主語、客語、説明語ニ修飾語ヲ加ヘテ、長キ複雑ナル文トナスコトヲ得ベシ」（三頁）としている。この段階で、修飾語の説明はなされていない。三土は、修飾語を文の成分には含まず、『新訂本』も同様である。『新訂本』には「種々ノ修飾語ヲ除キ主語、客語、補足語、説明語ハ文ヲ構成スルモノナレバ、之ヲ文の成分トイフ」（下巻 第二篇 文章 第一章 文 第一節 四三頁）とあるのみで修飾語の説明はない。それに対して「女子本」では、「中巻」第二章「修飾語」と章立し、その中に「文ノ主成分（主語、客語、補足語、説明語のこと 引用者補）ニ添ヒテ」と主成分とそれに添うものとして修飾語があるという概念を明記している。「女子本」では、「上巻」第四章「補足語」に「文ニ四種ノ別ヲ生ズ」として以

下の四種を挙げている。

- 一、主語 説明語 ヨリ成ルモノ
 - 二、主語 補足語 説明語 ヨリ成ルモノ
 - 三、主語 客語 説明語 ヨリ成ルモノ
 - 四、主語 補足語 客語 説明語 ヨリ成ルモノ
- これによって、文の構成、文の全体がみえる。しかし『新訂本』では、同様の内容は「説明語トナルベキ動詞ノ種類ニヨリテ、文章ニモ四種類ノ別ヲ生ズ」（中巻「第四章 動詞」二二頁）として上記の四例を提示している。さらに、この説明は「下巻」『第二篇 文章篇』「第一章 文」にも登場しこの四つを「最單純ナル文章ノ形」（新訂本 下巻 四〇頁）としている。なお『新訂本』には「補足語」の章節はない。

このように『女子本』では、第一章において文七を中核にした説明がなされているのであり、これによって常に文を意識した内容で表記がなされている。

「第二章 名詞ト代名詞」は、次のように始まる。

「前章中ニ例示セル、花、鳥、清少納言、火、水、下女、下男、生、馬、鐵嶺等ノ單語ハ、人、物、場所ノ名ヲアラハス語ナリ。カクノ如キ語ヲ名詞トイフ。名詞ハ凡ベテ文ノ主語又ハ客語ニ用ヒラル（上巻 第二章 六頁）」

「前章中ニ例示セル」とあるように、「單語」の学習で登場したことばを活用した説明がなされている。女学生にとって單語は役割の他に、一つ一つ名前があることをこの段階で理解する。『新訂本』においては、品詞を説明した上で「上巻」の最終章で單語、品詞の説明をしているのとは違う配列である。中学校

では、例えば品詞を学んでいるのであれば、あくまでも文法用語としての品詞の学びであるのに対して、『女子本』の場合は「名詞ハ凡ベテ文ノ主語又ハ客語ニ用ヒラル」（六頁）とあるように、常に文という意識の中で文法学習が位置づけられているのである。つまり、今学んでいる單語がどのような品詞でどのような働きをしているのかを文という全体の中で理解しながら学習を進めることができるのである。このような表記は随所にみられる。これが例言にある「最初より文を以て始め、之を以て一貫し」という、三王女子文法の構えを具現したものと見える。『新訂本』では、「上巻」に「第一章 名詞」「第二章 代名詞」と分けている。『新訂本』での名詞の説明は次のようである。

義経 弁慶 大阪 旅順 山 川 牛 馬 学校 新聞
白 黒 夜 昼 上 下 勉強 等、スベテ人物、場所、事物ノ名称トシテ用ヒラル、語ヲ名詞ト云フ。一つ 二つ 三つ 十 百 千 一 日 十年 等、数ヲアラハセル語モ亦名詞トス。（新訂本 上巻 第二章 一頁）

『女子本』では單語という概念が教授されているために教科書の叙述も「〴〵の單語は」と説明がなされている。『新訂本』は、数詞も名詞としているが、『女子本』では数詞について触れていない。また、代名詞については『新訂本』では人代名詞と指示代名詞の説明をしているが、『女子本』ではそれらにあたる例は挙げているものの人代名詞、指示代名詞という文法用語は記していない。

上記に『女子本』と『新訂本』の名詞、代名詞の例文を挙げたが、前者には清少納言、下女、下男等が提示され、後者は義

經、弁慶等が挙げられている。例文にも男女の違いがみられる。「上巻」で挙げられている九品詞「名詞、代名詞、動詞、補足語、助動詞、形容詞、副詞、助詞、接続詞、感動詞」については、提示順も含めて『新訂本』も同様である。

「いわゆる形容詞」については、「第八章 形容詞」の中で次のようにある。

「忠実なる下男」、「活発なる少年」、「あはれなる少女」、「巧なる手品師」、「皎々たる明月」、「窈窕たる淑女」ノ如ク、他語ニ、なる又ハたるノ添ヒテ、形容詞トナレルモノ多シ。而シテ、コノ類ノ形容詞ハ、漢語ヨリ来レルモノ最モ多シ。コノナリ、タリノ活用モ、亦助動詞ノナリ、タリト全ク相同ジ
(三九頁)

この説明は『新訂本』(上巻 二八頁―三九頁)も同様である。さらに『新訂本』では「中巻」第二章 単語ノ構成」に「第六節 他語ニ助動詞ノナリ又ハタリヲ添ヘテ形容詞トナスコト」(二二頁)とある。『女子本』にも、「上巻」第十三章 単語ノ構成「六、なり又ハタリノ添ハルコト」があるが、ここでは、「親愛なる父」、「少年は活発なり」、「峨々たる峻山」、「明月皎々たり」等ノ類ナリ」という例示のみである。

「第九章 副詞」の内容も、『女子本』と『新訂本』は同様である。しかし、『女子本』では「動詞ノ意味ヲ修飾スル語ヲ、副詞トイフ(中略)故ニ副詞ハ動詞、形容詞又ハ他ノ副詞ニ添ヒテ、其ノ意味ヲ修飾スル語ナリ」とあるのに対して、『新訂本』では「故ニ副詞トハ、動詞形容詞及ビ他ノ副詞ニ添ヒテ、其ノ意味ヲ限定スル語ナリ」としている。副詞の役割について、『女

子本』では「修飾スル語」、「新訂本』では「限定スル語」と記している。

「第十章 助詞及ビ接続詞」では、先ず助詞の説明をした後に次のように接続詞の説明をしている。「雨降りて地固まる」、「春は来れども花咲かず」の如キハ、雨降る、地固まる、春は来る、花咲かずニテ、各二文ナルベキヲ、で、どもノ如キ助詞、其ノ間ヲ接続シテ、各一文トナレリ。カクノ如ク助詞ガ文ト文トヲ接続スル用ヲナストキハ、接続詞トイフ(上巻 第十章 四五頁)(波線は引用者)。助詞が、文と文を接続する役割の時に接続詞というとしている。第十章が、助詞・接続詞の並びになっていることは上記から分かる。それに対して、『新訂本』は「上巻」第七章 接続詞「第八章 助詞」と二章に分け、『女子本』とは配列が逆になっている。『新訂本』の接続詞の説明は「及又 且 抑 ノ如キハ、語句又ハ文ヲ接続スル語ナリ。故ニ之ヲ接続詞ト云フ」(上巻 第七章 接続詞 四六頁)となっている。つまり、『新訂本』においては、接続詞と助詞との関わりについては触れられていないのである。助詞の説明は『女子本』『新訂本』も同様であるが、接続詞においては、上記のように例示から違っている。『女子本』において『新訂本』で提示された接続詞が登場するのは、「事実の關係」の章で「ま、に、故、が故に等ノ接続詞ヲ用ヒテ」や「第三 併発」の節で「書を読み、又文を学ぶ」「妻を思ひ、且子を思ふ」ノ如ク、接続詞ヲ用フルコトアリ」(二八頁)である。『女子本』においては、「事実の關係」という叙述の中で接続詞が実際に組み込まれていることによって、文法用語ではなく実生活の中で使える、女子の

日常にあった文法教科書になっていると考えられる。

「第十一章 感動詞」では、感動詞の説明の後に「以上学ビタル所ニヨリテ、吾人が毎日使用セル言語ニ八九種ノ別アルコトヲ知レリ。「馬」、「牛」、「行く」、「走る」、「美し」、「けり」、「たる」等一語一語ヲ単語ト云ヒ、単語ノ一種類、即チ名詞代名詞等ヲ品詞ト云フ。故ニ国語ニ八九種ノ品詞アリト知ルベシ」(上巻 第十一章 四八頁)と整理している。そして、三土が『新訂本』において「下巻」から「中巻」に移動させた「品詞ノ相転」[単語ノ構成]を、『女子本』では「上巻」に位置づけている。「第十二章 品詞ノ相転」で、品詞が他の品詞に転ずることを説明し、「第十三章 単語ノ構成」で「上巻」は終わっている。

以上「上巻」を考察したが、単語、文の概念が冒頭にあるために、常にそこに戻って説明がなされている。つまり、文全体の中で、今学んでいる品詞がどのような役割を有しているかを直接的に理解しながら学習が進められているのである。そして、それを基本形とした上で、品詞ノ相転などの場合があることを述べ、「中巻」の第一章では「顛倒」について記し、基本形に特殊な場合や例外的なものを付加していくという方法で教授するよう配列がなされている。これは、中学校が品詞の詳細を学び、それを学んだ後で今まで学んだ言葉が単語であるという教授の流れとは異なる。

三一 「中巻」の考察

次に「中巻」を考察する。「中巻」の目次は以下のようである。

第一章 文ノ成分

第二章 修飾語

第三章 句

第四章 文ノ性質上ノ種類 第一、叙述文 第二、疑問文 第三、命令文 第四、感歎文

第五章 叙述ノ形式 第一、時 第二、働キ掛ケ、受身及ビ可能 第三、使役 第四、尊敬 第五、卑下 第六、推量 第七、指定 第八、否定

第六章 動詞ノ段

第七章 動詞ニ関スル注意 第一、音便 第二、終止段ト連体段トノ誤

第八章 形容詞ノ段

第九章 助動詞ノ段

「第一章 文ノ成分」では、顛倒について触れ「成分ノ順序を顛倒スルコトアリ。和歌、美文等ニ於テハ、口調ヲヨクスルタメ、然スルコト殊ニ多シ」と説明している。「第二章 修飾語」は、「新訂本」には章節されていない項目である。記述については前述の通りである。次に「第三章 句」「第四章 文ノ性質上ノ種類」が続く。「第四章 文ノ性質上ノ種類」では、文ノ成分の並びについて学習した後、その文にも性質により「叙述文、疑問文、命令文、感歎文」の四種類に区別できることを説明している。そして「第五章 叙述ノ形式」では、「時、働キ掛ケ、受身、可能、使役、尊敬、卑下、推量、指定、否定」と助動詞(働

キ掛ケ、卑下は含まない 引用者補)について提示している。『新訂本』では、「中巻」第六章 助動詞 第一節 助動詞ノ意義」として設定されている。中学校のように助動詞という品詞からの考えというよりは、『女子本』では叙述とあることから文を

意識しているものと考えられる。また、働キ掛ケ、卑下が助動詞ではないが内容で説明されていることも関わっていると考えられる。時の助動詞は、中学校にのみ「完了」の説明がなされ文法用語として時の助動詞、現在完了が示されている。それに対して『女子本』では、未来の助動詞、過去の助動詞として説明がなされ、未来の助動詞は「む」、過去の助動詞は「ぬ、つ、たり、けり、き、めり」の六つあるとしている。この章の『女子本』の末尾で「以上学ビタル所ニヨリ、叙述ノ形式二十種アリ。而シテ働キ掛ケト、卑下トノ場合ヲ除ク、総テコレ等ノ諸形式ニ要スル助動詞アリ。故ニ助動詞ヲ意味ノ上ヨリ分チテ、八種類アルヲ知ル」(二七頁—二九頁)として「時(過去・未来)・受身、可能、使役、尊敬、推量、指定、否定」の八種類を意味の上からの分類として助動詞としている。『新訂本』は、受身の助動詞の項で可能の助動詞に触れ、使役の助動詞の項で尊敬の助動詞について触れているものの、意味の上からの助動詞の分類を「受身、使役、打消、時(過去・未来・完了)、推量、指定」の六種類としている。

三—三 「下巻」の考察

最後に「下巻」を考察する。「下巻」の目次は以下のようなものである。

第一章 文ノ結 第一、叙述文 第二、疑問文 第三、命令文
第四、感歎文

第二章 動詞ト助動詞トノ連続 第一、将然段ニ連ナルモノ

第二、連用段ニ連ナルモノ 第三、終止段ニ連ナルモノ
第四、連体段ニ連ナルモノ

第三章 助動詞相互ノ連続

第四章 事実ノ関係 第一、一致 第二、背戻 第三、併発

第四、続発

第五章 句ノ種類

第六章 文ノ組織上ノ種類 第一、単文 第二、複文 第三、

重文

第七章 文主

第八章 助詞ニ関スル注意 第一、主語ニ添フが及ビの

第二、所属ヲ示スのが、つ 第三、客語ニ添フを

第四、補足語ニ添フに 第五、何レニモ添ハル助詞

第六、感動詞ト混ジ易キ助詞 第七、なむ

第九章 掛詞及ビ枕詞

「下巻」は、「第一章 文ノ結」から始まる。「中巻」「第四章 文ノ性質上ノ種類」では、文を性質上からみた時四種類あることが説明されているが、それを受けて「文ノ性質ニヨリテ、其ノ結び方ニ、種々アリ」(二頁)として説明に入っている。この章は、『新訂本』では「下巻 第四章 文ノ性質上ノ種類」の中で説明している。『新訂本』は、文の性質としてまとめて記されているのに対して、『女子本』では文の性質上の種類から「叙述文、疑問文、命令文、感歎文」の四種類を説明し、その中の叙述について次の章にて形式を助動詞との関わりで説明している。そして、「下巻」の「文ノ結」につながるのである。一連の配列の中で、文についてその構成や内容の特徴を順に学ぶことができ、文が叙述という主体的な書き手によって意味づけられていく過程をみることができる。このような配列によって、その章節で完結ではなく、次へつながりをもたせた学びが

できるようになっているといえる。

「第四章 事実ノ関係」は、『新訂本』には設定されていない章である。「例言」において「下巻に於て「事実の關係」といふ一章を設けたり。これ全く余が新案」と述べているように、女子に必要な考えからである。その冒頭は、「文二八、単独ナル事実ヲ叙述スルモノト、二個以上ノ事実ノ關係ヲ叙述スルモノトノ二種アリ」(下巻 一九頁)から始まる。そして二個以上ノ事実ノ關係を「一致、背戻、併発、続発」の四種あるとして説明している。一致の内容は次のようである。一部抜粋する。

事実ノ一致ニモ、亦左(次の一から四を指す 引用者補)ノ四種ノ場合アリ 一、条件ト結果ト共ニ確定セルモノ(例)玉を磨けば、光る。 二、条件ト結果ト共ニ未定ナルモノ(例)勉強せば、賢人とならむ。 三、条件確定シテ、結果ノ未定ナルモノ(例)明日は日曜日なれば、叔母を訪ねん。 四、条件未定ニシテ、結果ノ確定ナルモノ(例)明日雨天ならば、運動会を見合す。(中略)ま、に、故、が故に等ノ接続詞ヲ用ヒテ、事実ノ一致ヲ表ハスコトアリ。例へば、「きりぎりす、夜寒に秋のなるま、に弱るか、声の遠ざかり行く」、「涼しかりし故扇を忘れたり」、「高きが故に風も強く当る」ノ如シ。又書翰文二八、間、憫、ニ付等ヲ用フルコト常ナリ

叙述する場合、どのように表現すれば正確に書くことができるかを具体的な事例の中で説明している。説明の中で品詞や動詞ノ活用等の文言も出てきているが、それは全て叙述につながり、日常の文の表現につながっているのである。この章の中には、

「中古文ニモ、用例極メテ稀ナリ」「中古文ニテハ、近文ニテハ」との説明も加えられている。

最終章は「第九章 掛詞及び枕詞」である。この章は『新訂本』にはない。また『新訂本』には掛詞、枕詞の文言はみられない。つまり、女子特有のものとして三土は位置づけている。掛詞の説明では、次のように記している。

「年をへし糸の乱れの苦しさに衣のたては綻びにけり」、「いか我が身の終(尾張)なる熱田の八剣伏し拝み」ノ如ク、同音異義ノ語ヲ、同時ニ二様ノ意ニ用ヒ、又ハ上下兼ネ響カシムルコト、和歌、謡物等、婉麗流暢ヲ旨トスル文ニ多シ。コレ、吾ガ国文ノ特質ニシテ、外国語ニハ例ナキコトナリ(下巻 五三頁)

国文の特質として、女子の教養、歌作における知識として必要と考へての章立てといえる。『新訂本』『女子本』にも例文や問題に和歌が採られている。しかし、両校種とも和歌を味わうというよりは、文法のための一つの例として挙げられている。このような扱いから、文法を知ることが和歌の読みを味わい深いものにするという学習はみえてこない。森田真吾(二〇〇四)九は、明治二〇年代から明治三〇年代の文法教育および、そこに位置づく和文や和歌について次のように記している。

明治二〇年代前半を中心として編纂された「和文」を軌範的文体とした文法は、修辭的要素を多分に含んだ文論的内容を有していたわけであるが、それは、従来行われてきた和文・和歌を解釈し、そこに示されている「正しい」語格・文格を知らしめ、それを積極的に文章表現に活かすという文法教育

における目標を反映したものであったと考えられる（八一頁）。（中略）明治二〇年代の後半から三〇年代にかけての文法教育では、「和歌」と「散文」の峻別が行われるようになっていく（八二頁）

明治二〇年代の後半から三〇年代にかけて「和歌と散文との峻別が行われる」と森田（二〇〇四）が述べているように、三土の文法教科書においても、和歌を介して「正しい」語格・文格を教授するという今までの在り方とは違うといえる。しかし、『女子本』では、前述したように最終章で「掛詞及び枕詞」が取り上げられている。そして、本文には「和歌、謡物等、婉麗流暢ヲ旨トスル文ニ多シ。コレ、吾方国文ノ特質ニシテ、外国語ニハ例ナキコト」とある。つまり、女子文法にとって歌作、詠歌は身につけるべき教養であり、明治三〇年代に入っても求められる知識だったといえる。

四、おわりに

三土編纂の『女子本』と『新訂本』との比較を通して、高等女学校における文法の役割について考察を試みた。その結果、中学校においては、文法の知識を身につけさせるための編纂であるのに対して、高等女学校は、性差により女子特有の状況下ではあるが、文という大きな概念から一貫してそこに結び付くことができるよう編纂されていることがわかった。

「帰納的」という文言が法令の文法の項目に登場するのは高等女学校が明治三六年高女要目で、中学校は明治四四年中学校教授要目改正からである。ここから、高等女学校の方が文法教

育に早く着手したとはいえないが、女子の文法にも帰納的であることが求められたということは、より一般化できるような文法、実用としての文法が女子には早くから求められたことを意味しているのではないかと考えられる。中学校では、文法を知識として教授するのに対して、高等女学校では実用のための文法こそが求められていたということである。そして、それは同時に「下巻」第九章「掛詞及び枕詞」が設定されていることから、女子の教養として和歌の作法を身につけておくべきことも明治三〇年代に入っても脈々と続いていることがみえてきた¹⁰。

品詞の分解や文章の解剖等が中学校より強く求められなかったことや外国語の文法との関わりが少なかったことにより、高等女学校の文法はより生活に密着した文章の叙述、教養としての歌作に役立つ文法につながったといえる。そして、それは中学校が品詞の分解といった文法の枝葉の細部に神経が使われていたのとは違い、実生活に生きる文法教育となっていたと考えることができる。

本稿では、三土の文法教科書の分析を中心に考察したが、今後明治三〇年代から四〇年代に発行された女子文法教科書を通して、明治期の女子文法がどのような役割をもっていたかを歴史的に検証していく必要があると考えている。また、講読、作文と文法との関連から分析し、なぜ女子教育に文法教育が必要であったかの根底を究明する必要があると考えている。

〔注〕

一 矢澤真人「三土忠造『中等国文典』の改訂について―数詞・活用・形容動詞の扱いを中心に―」（筑波大学文芸・言語研究科日本語学研究室『筑波日本語研究 一一号』二〇〇六・一二）に変遷の詳細が記されている。また、古田東朔「文法教育の歴史」（全国大学国語教育学会『国語科教育 七』一九六〇・四 一〇〇頁）に高等女学校では西岡嘉蔵『女子教科書日本文典』（明治四〇）、三土忠造『女子国文典』（明治四〇）が文典教科書としてよく使用されたとある。

二 吉原秀明「文法教育における『付帯的指導』の可能性―三土・芳賀・石川の文典に見られる教育的配慮を参考に―」（奈良教育大学国文学会『奈良教育大学国文学研究』第二八号』二〇〇五・三）

三 矢澤真人「三土忠造『中等国文典』の改訂について―数詞・活用・形容動詞の扱いを中心に―」（筑波大学文芸・言語研究科日本語学研究室『筑波日本語研究 一一号』二〇〇六・一二）

四 勘米良祐太「明治三〇年代における三土忠造『中等国文典』の歴史的位置―教材上の工夫および文法論上の知見から―」（筑波大学日本語日本文学会『日本語と日本文学』二〇一四・一一）

五 誤字脱字の訂正の他に、「中巻」「第五章 第二」について明治三九年では「働キ掛ケト受身」となっていたが、明治四〇年には「働キ掛ケト、受身及び可能」と加えられている。

六 注三に同書 二〇頁

七 森田真吾は「この時期（明治二〇年代 引用者補）の教科文典の記述においては、「文」と「文章」とが同一のものとして扱わ

れている場合が多い」（森田真吾「明治二〇年代における『和文』を軌範の文体とした文法教科書の検討」（『筑波教育学研究二号』二〇〇四・三 八四頁）としている。

八 例文や和歌がどのように提示されているかを楠木正成と平重盛、菅原道真の和歌を参考として載せておく。なお、これらは『女子本』では、楠木正成二件、平重盛二件、菅原道真一件の採録であるが、『新訂本』では、五件、五件、三件と多く採録されている。

◆楠木正成の例文

・上巻 第十一章 感動詞

・下巻 第六章 第一単文
・ 嗚呼忠臣楠子之墓（感動詞を指摘する問題）

・ 楠木正成は、智、仁、勇を兼備したり

◆平重盛の例文

・下巻 第五章 句ノ種類

・ 重盛は君に忠を致し、又（重盛は）父に孝を竭す（独立句の説明）

・下巻 第六章 第三重文

・ 重盛は君に忠を致し、父に孝を竭す（重文の説明）

◆菅原道真の歌

・下巻 第五章 句ノ種類

・ 東風吹かば香おこせよ梅の花主なしとて春を忘るな（独立句の説明）

九 注七に同書 八一頁―八二頁

一〇 佐々木信綱は『国語教育』の中で、「我が国の文芸のうちで、

或は趣味の上から見、或は教養の上から見、女子にとつて最もふさはしいものは、和歌であらう」(佐々木信綱「和歌と女子教育」(国語研究会『国語教育 第壹卷第七号』育英書院 一九一六・七七頁)と述べている。

(本研究は、愛知淑徳大学研究助成平成二七年度特定課題研究「古典教育の研究―古典の(読み)を中心に―」の成果の一部である。)